

控訴理由書

名古屋高等裁判所 御中

（民事第2部）

2022年4月26日

控訴人（第一審原告）ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹 他

< 目 次 >

- 第1 はじめに
- 第2 本件情報交換の実態
- 第3 情報提供の違法性の判断について
- 第4 情報収集・保有の違法性
 - 1 原判決の認定・判断
 - 2 情報収集等は強制処分に該当する
 - 3 任意手段としても許されない
 - 4 情報収集等の必要性を認めた判断の誤り
 - 5 表現の自由の侵害
 - 6 小括
- 第5 個人情報抹消請求についての判断の誤り
- 第6 終わりに

※本書面においては、控訴人らを第1審原告らあるいは原告らと、被控訴人岐阜県を第1審被告県あるいは被告県と、被控訴人国を第1審被告国あるいは被告国と呼称する。

第1 はじめに

本件は、岐阜県大垣市の住民4人が原告となって、公安警察に個人情報を収集・保有・利用・第三者提供されたのは憲法違反であると主張し、岐阜県（岐阜県警）に対して国家賠償請求を、岐阜県と国（警察庁）に対して保有している個人情報の抹消請求を行っている事案である。

第1審の岐阜地方裁判所は、原告らの国家賠償請求のうち、大垣警察の職員が民間事業者に対して原告らの個人情報を提供したことの違法性を認め、被告県に対して原告ら全員にそれぞれ55万円の損害賠償を認めた。しかし、公安警察が原告らの個人情報を収集・保有している行為の違法性は認めず、また、被告県と被告国に対する個人情報抹消請求については請求が特定されていないとして却下をしたため、この点を不服として原告らが控訴を申立てたものである。

原判決は、公安警察の活動に一定の歯止めをかけたものの、依然として明確な法的ルールのないもとで、公安警察による個人情報の収集等が行われている現状に変化はない。これは公安警察により国民監視が行われていることを意味している。原告らは、公安警察による国民監視を許さず、公安警察の活動を明確な法的ルールのもとに置くことを求めて、本件控訴の申立てを行った。

以下では、原判決における原告らの敗訴部分を破棄し、原告らの請求の全部が認容されるべきことを述べる。

第2 本件情報交換の実態

1 情報収集の協力者づくりである

(1) 情報交換の事実経過

本件情報交換の事実経過については、2021年10月19日付け原告ら第26準備書面に記載したとおりであり、これにもとづいて原判決も前提事実（p4～5）及び認定事実（p18～24）において事実認定を行っている。原告らとしても、この判断に特に異論はない。問題はその評価である。

(2) 原判決の判断の誤り

原告らは、上記第26準備書面において、本件情報交換の内容及び経過から、その実態は民間事業者（シーテック社）に対する情報提供ではなく、公安警察が行う情報収集活動の協力者づくりであったと主張した。この点、原判決は、この原告の主張を否定しているものの、かっこ書きにおいて、「本件情報交換を契機として、原告らの活動についてシーテック社が関心を寄せ注視するようになることで、シーテック社から今後原告らに関する情報を入手することへの期待を、大垣警察が相当程度有していたことを推認できる。」と述べている（30頁）。しかしながら、原告らが主張しているように、

ア 本件情報交換は大垣警察から持ち掛けたものであったこと

イ シーテック社は、当初は「事業の進捗状況の報告」という認識であったが、次第に「情報交換」に変わっていったこと

ウ シーテック社も、大垣警察の意向に沿うように原告らの情報を収集し、提供していったこと

エ シーテック社が大垣警察に提供する情報の量の方が多くなっていったこと

オ 大垣警察の提供する情報は正確性に欠けるものであったこと（シーテック社のための情報提供とは言い難いこと）

カ 大垣警察の提供する情報は予断や偏見を与えるような評価を加えており、シーテック社の危機意識を煽っていること

キ 情報が小出しにされていること（シーテック社のためであれば第1回情報交換において全て提供するはずである）

などから、本件情報交換の実態は、大垣警察による情報収集活動の一環にほかならず、そのための協力者づくりであったのである。そのことは「推認」の域を超え、認定・判断されるべきである。現に、原判決も、「大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ち掛けた主たる目的は、本件風力発電事業に関する原告らの動

向等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつた」と認定して（29頁）、本件情報交換が大垣警察の情報収集であつたことを認めている。その情報収集がさらに何のために行われていたのかを洞察すべきである。公安警察は、情報収集の「手足」ともいふべき協力者を作るために絶えず工作を行っているのであり、本件によってその一端が明らかになったのである。従つて、本件情報交換は、公安警察による情報収集の協力者づくりに他ならず、この点について原判決には事実誤認がある。

2 情報交換の目的は不当であると評価すべきであつた

(1) 原判決の認定・判断

原判決は、本件情報交換の主たる目的が、上記のとおり「原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつた」と認定している（29頁、36頁）。そうであれば、その目的は不当なものであると評価すべきであつた。

(2) 市民運動に対する偏見

市民運動とは、自己の主義・主張を広く社会に訴えかけるための取り組みであり、表現の自由の行使に他ならない。表現の自由が、憲法上、特別に優越的な地位にあることはあまたの学説・判例が指摘するところである。また、原告らがこれまでに関わってきた市民運動は極めて平穏なものであり、「公共の安全と秩序の維持」を害するようなものではありえなかつた。後述するように、警察法2条1項にいう「公共の安全と秩序の維持」とは、単に警察活動の要請が優先するといったものではなく、憲法上の人権保障の要請との関係で、それぞれ応分の比重に従つて、調和のとれた状態を意味する。これは警察比例の原則にも通ずるところである。憲法的秩序の下における「公共の安全と秩序の維持」とは、常に警察活動の要請が優先するというわけではないのである。従つて、「市民運動を展開する可能性」があるからと

言って、情報収集を行う目的が正当化されるものではない。そうであるにも関わらず、原判決が「市民運動を展開する可能性」を目的として認めているのは、これは、市民運動に対する偏見にもとづくものであって、極めて不当である。市民運動に対する正しい評価がなされるべきである。

従って、情報交換の目的が「市民運動を展開する可能性」があるか否かを把握することにあつたと認定・判断するのであれば、それは不当であると評価すべきであつたのであり、この点において原判決には誤りがある。

第3 情報提供の違法性の判断について

1 原判決

原判決は、本件情報提供を悪質で違法なものと判断しており、その判断結果は正当であるが、結論を導く判断基準が一部妥当ではないので、この点についての原告らの見解を述べておくこととする。

2 みだりに情報提供されない自由を保障した判断は正当である

原判決（27頁）は、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する」、「このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為上、法的保護に値する。」と判示する。みだりに情報提供されない自由が憲法13条によって保障される人格権としてのプライバシーによって保護されると判示したものであり、まことに正当である。

また原判決（27頁）は、「本件情報提供で提供されたこれらの情報はいずれも、原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものといえ、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報であると認められるから、原告ら個人に関するプライバシー情報であると認められる。」と判示する。これも正当で

ある。

3 「正当な理由」で足りるとした違法性の判断基準は一部妥当でない

(1) 情報提供を原則違法としたのは正当である

原判決（28頁）は、「行政機関がその職務において収集したプライバシー情報を、当該個人の承諾なく第三者に提供することは、プライバシー情報が憲法13条で保障されている個人の人格的利益に結びつくもので取り扱い方によっては個人の人格的利益を損なうおそれのあることに照らせば、正当な理由のない限り、国家賠償法上違法である」と判示する。情報提供行為が原則として違法の評価を受けるべきことを明らかにした点では正当である。

(2) 強度の必要性等を要するとの基準によるべきである

しかし、原判決は上記判示に続いて「本件情報提供の目的、必要性及び態様、提供された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質等の事情を総合考慮」した結果「正当な理由」があれば、情報提供は適法たりうる旨の基準を立てた。かかる判断基準は、過度に緩やかであるため妥当でない。

原判決が認めるとおり、警察を含む「行政機関」によって情報提供されない自由は、憲法上の人権である。したがって、「国政の上で、最大の尊重を必要とする」

（憲法13条）、「侵すことのできない永久の権利」（同97条）として、憲法上、強度の保障のもとにあるべきである。かかる保障の趣旨からすれば、警察による情報提供が例外的に適法となる場合とは、極めて限定された場合であるべきである。すなわち、情報提供について強度の必要性があり、緊急やむを得ない場合に限り、情報提供は適法たりうるというべきである。

第4 情報収集・保有の違法性

1 原判決の認定・判断

(1) みだりに収集・保有されない自由を保障した判断は正当である

原判決（35頁）は、「前記2（3）ア（イ）で述べたとおり、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由を有し、このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為法上、法的保護に値する。」と述べる。「前記2（3）ア（イ）」とは、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している」との判示部分（27頁）であると解される。すなわち、原判決は、情報提供の場合と同様、警察による情報収集及び保有（以下、収集及び保有を総称して「収集等」と言うことがある。）についても、これがみだりになされない自由が憲法上の人権（プライバシー）として保護されることを宣言している。この点はまことに正当である。

また、原判決（36頁）は、収集等された原告らの情報が「私的又はその思想信条に係る活動及び事柄に関するものといえ、原告らに関するプライバシー情報であると認められる」とも判示している。これも正当である。

（2）原判決の誤り

しかしながら、原判決は、「本件情報収集等の警察による情報収集活動が国家賠償法上違法となるか否かは、収集、保有された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、本件情報収集等の目的、必要性及び態様等の事情を総合考慮して判断する」（35頁）との判断基準を立てたうえ、㊦大垣警察がシーテック社に対して提供した情報の収集及び保有については、そ「の必要性について否定することができない上、任意の手段により行われたものであることを踏まえると、これらの行為が国家賠償法上違法であるとまではいえない。」とし、また、㊧大垣警察が本件情報交換においてシーテック社から収集し、保有している情報については、「本件風力発電事業に関連する原告三輪及び原告松島の活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、国家賠償法上違法とまではいえない。」と判断した（38頁）。しかし、この判断は、情報収集等の態様及び必要性についての評価を誤った点で妥当ではない。以下、この点についての原告らの主張を述べ、情報収集等の違法性が認められるべきことを述べる。

2 情報収集等は強制処分に該当する

(1) 原判決は、大垣警察による一審原告らに関する情報の収集等について、任意の手段により行われたものであることが推認できることを、国家賠償法上違法であることを否定する根拠の一つに挙げている。

しかしながら、大垣警察による一審原告らに関する情報の収集等は、仮に任意の手段により行われたものであるとしても、実質的に評価すれば強制処分に相当するものであり、違法である。

(2) 警察が、公安警察活動において、強制処分を行うことができるか否か、できるとしてどのような条件の下でできるかについて規定した法律はない。

もともと、刑事訴訟法が、捜査機関が捜査を行う際に、強制処分を行うためには、刑事訴訟法に特別の定めのあることを必要とした上で(同法第197条1項但書)、裁判官による令状を必要としていることからすれば(憲法35条参照)、捜査を目的としない行政警察活動においては、強制処分の実施が許容される余地はないと解するのが相当である。

(3) この点につき、捜査の対象者が気付かないうちに行われる捜査手法であるGPS捜査について、「合理的に推認される個人の意思に反して」するものであることを指摘してこれを「個人の意思を制圧」するものとした上で、強制の処分に当たると判示した最高裁平成29年3月15日大法廷判決は、「相手方の意思に反して」重要な権利・利益に対する実質的な侵害ないし制約を伴う場合に強制処分になるとの考えに依拠しているものと考えられる。

これを本件について見るに、大垣警察による情報収集の具体的な態様は不明であるものの、大垣警察による情報収集が、一審原告らの意思に反していることは明白である。

更に、原判決が、大垣警察がシーテック社に対して提供した情報の一部が、一審原告らの思想信条に関連する情報であり、「このような思想信条に関連する情報は、

個人に思想良心の自由が保障されていること(憲法19条)を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いもの」(39頁)であるとの認定をしているとおり、大垣警察による一審原告らに関する情報収集は、一審原告らの重要な権利・利益に対する実質的な侵害ないし制約を伴うことも明白である。

したがって、本件における大垣警察による情報収集は、具体的な態様の如何にかかわらず、強制処分に相当すると評価すべきである。

(4) そうであるから、大垣警察による情報収集は、法が禁止している行政警察活動における強制処分に該当するものであるから、違法であり、これに反する原判決が誤りであることは明白である。

3 任意手段としても許されない

(1) 原判決の判示

原判決は、「警察法2条1項に規定する警察の責務に照らせば、犯罪の予防もその主要な職責の1つであることは明らかである。したがって、警察による情報収集活動は、強制に及ばない任意捜査の手法による限り原則として許容されると解すべきである。」(34～35頁)としたうえで、ただ、警察法2条2項の規定に照らすと、「情報収集活動が、たとえ任意捜査の方法による場合であっても、『憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる』などその権限を濫用することは許されないと解するのが相当であるから、本件情報収集等の警察による情報収集活動が国家賠償法上違法となるか否かは、収集、保有された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、本件情報収集等の目的、必要性及び態様等の事情を総合考慮して判断すべきである。」(35頁)とした。

(2) 警察法は根拠とならない

警察法は組織法であって作用法ではないことから、これが情報収集の適法性の根拠にならないことは既に原審で主張したとおりである。よって、原判決には、警察

法の解釈適用を誤った違法がある。

(3) 個人に着目をして個人情報を収集することは原則として許容されない

ア 仮に、原判決が言うように、警察法が根拠になるとすれば、警察法2条1項の文言からして、「公共安全と秩序の維持」のための犯罪の予防もその主要な職責の1つであるということにはなろう。したがって、警察による情報収集活動は、強制処分に及ばない限り原則として許容される。しかし、いかなる情報であってもその収集が原則として許容されるわけではない。とりわけ、ことさら個人に着目をして個人情報を収集することは、それがいかに強制処分に及ばないものであっても、原則として許容されないというべきである。なぜなら、原判決も認定したように、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由は憲法13条によって保障されるのであり、憲法的秩序の下では、「公共安全と秩序の維持」が個人の人権より優先されることはないからである。

イ 「公共安全と秩序の維持」の意義

東大ポポロ事件1審判決（東京地裁昭和29年5月11日判決）は、「公共安全と秩序の維持」の意義について、「もともと、公安の維持とは公共の秩序を保持することである。そして公共の秩序の維持が、刑罰法令を含む実定法秩序の実現に負うところが多いことは多言を要しない。警察の犯罪捜査並びに警備活動は主として、この警察的取締りの面より公共の秩序の維持に寄与するものであつて、本件における警察活動もこの観点より行われて来たものであろう。しかし、公共の秩序の概念は、刑罰法令を含む実定法秩序の実現ということのみによつて理解されるべきものではなく、仮令、実定法や刑罰法令の裏付けがなくとも、憲法の各条章を頂点とし、各種法令を下部構造として持つ国内法秩序全体の均衡と調和の上に想定される、一つの秩序の全体像（仮に憲法的秩序と名づける）に則つて把握されなければならないものである。従つて真に公共の秩序が維持されていると言い得るためには、憲法を頂点とする国内法秩序が均衡と調和を保つて正しく実現されていなければ

ならないのであつて、警察的取締りの立場よりする警備とその他の警察活動といえども、かかる憲法的秩序の理念に背反する如きものであつてはならない。更に詳言すれば、真の公共の秩序は、刑罰法令の実現を主たる眼目とする警備その他の警察活動の要請のみならず、学問の自由の要請、大学自治の要請、思想、言論の自由の要請、その他各種法令に由来する諸要請が、それぞれの応分の比重に従つて、調和と均衡を保つて充足されることによつて、正しく維持されるものと言わなければならないのであるから、警察的取締りの立場よりする警備その他の警察活動の要請が、大学の自治その他の要請を不当に蹂躪し、憲法的秩序全体の調和と均衡を破つている場合には、それによつて所謂警察国家的治安は維持されるにしても、真の公共の秩序の本体は歪められ、国家、社会の本来的秩序の正しさは失われるのである。すなわち、そこには一の要請が他の要請を不当に無視して横行したために、真の意味における公共の秩序がみだされた状態が生じているのである。」と判示した。

このように、警察法2条1項がいう「公共の安全と秩序の維持」という意義は、単に警察活動の要請が優先するものではなく、憲法上の人権の要請との間で、それぞれの応分の比重に従つて、調和と均衡が保たれる状態のことである。これは警察比例の原則にも通ずる。憲法的秩序の下における「公共の安全と秩序の維持」という意義は、どんな場合であっても常に警察活動の要請が優先するというものではないのである。これを確認的に規定したのが警察法2条2項である。

ウ 警察法2条2項の意義

警察の目的は、「本来、市民の自足的自律的な生活領域の中で生じた障害—中略—を、公権力が市民に協力し、あるいは市民のかわりに除去に任ずるということにある。」(奥平康弘「警察の理念と現実」『思想』岩波書店1958年12月号1874頁)。したがって、ここにいう警察官は、常に市民の手足として、市民の延長として活動するものである。

警察官が市民の延長に他ならず、市民が立法によって授ける権限の範囲内でしか活動できず、市民がもっている権限以上のものをもってはならないという原則が、

「法の支配」の原理によって与えられてきたのである。そのような存在である警察は、組織上も、市民の社会生活単位である地域コミュニティに基礎を置く物でなければならず、警察作用は地方自治の事項でなければならない。それは警察が市民のものであるための制度的な保障である（奥平前掲1874～1875頁）。

警察法1条及び2条が定める「公共の安全と秩序の維持」とは、この意味の市民の自由（の行使）を守り確保し、社会生活の障害を除去することによって、達成するものである。警察法1条及び2条の「公共の安全と秩序の維持」は、市民の自由・権利体系そのものであって、それ以外であってはならない（奥平前掲1878頁）。同法2条2項はそのことを確認的に規定したものである。

エ 個人に着目して個人情報を収集することは原則として許容されない

このように、警察法2条1項にいう「公共の安全と秩序の維持」は憲法的秩序の下での市民の自由・権利体系そのものであるから、犯罪予防としての情報収集活動は、強制処分に及ばないものであったとしても、原告ら第20準備書面及び同第23準備書面で主張したように、ことさら個人に着目して個人情報を収集することは、プライバシー権などの憲法上の人権の要請に反するものであり、市民の自由・権利体系に反するものであって、警察法2条2項に違反するというほかない。

よって、警察法2条1項を根拠に、強制処分に及ばないものである限り、犯罪予防としての情報収集活動一般が原則として許容されるとしても、個人に着目した個人情報の収集等については、原則として許容されない。例外的に許されるためには、個人に着目した個人情報の収集等が正当化されるような必要性、目的の正当性、手段の相当性が必要というべきである。

これを本件についてみるに、そもそも、原告らに着目する必要性がない。原判決は、「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。」としているが、原告らの活動が市民運動に発展することは憲法上の表現の自由が行使されるということであるから、むしろ憲法的秩序にいう「公共の安全と秩序」が正しく維持され

ている状態ということになる。したがって、いかに強制処分に及ばないものであったとしても、大垣警察が原告ら個人に着目して個人情報収集することは、警察法2条1項、2項違反である。

(4) 原判決の判断枠組みによっても違憲・違法である

ア 原判決の判断枠組み

仮に原判決が判示したように、情報収集等が任意捜査の手法による限り原則として許容されるものであり、かつ、原判決の判断枠組みに従ったとしても、本件情報収集は許容されず、違憲・違法である。原判決の判断枠組みとは、「収集、保有された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、本件情報収集等の目的、必要性及び態様等の事情を総合考慮して判断する」というものである(35頁)。そこで、以下、かかる判断枠組みを前提に、本件情報収集等が許されないものであることを主張する。

イ 大垣警察がシーテック社に提供した情報を収集等したことの違法性

原判決は、これらシーテック社に提供された情報が、いつ、どのような手段によって収集されたものであるかは不明である、とする。

しかし、手段は不明であっても、いつ収集されたのか分かる情報はある。すなわち、「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」

(原判決別紙3のj)、及び「風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある。」という情報(同1)は、第1回情報交換が行われた2013年8月7日以降、第2回情報交換が行われた2014年3月4日までの間に大垣警察が収集したと考えられる。また、「『近藤ゆり子』が風車事業に対して動き出す気配がある」

(原判決別紙3のb)、及び「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日(憲法の日)に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである。」(同m)という情報も、第3回情報交換が行われた2014年5月26日以降、第4回情報交換が行われた同年6月30日までの間に大垣警察が収集

したと考えられる。したがって、少なくともこれらの情報は、シーテック社に提供する目的で大垣警察が収集したことが明らかである。大垣警察がシーテック社にこれらの情報を提供した行為は悪質で違法である。したがって、違法な提供行為に供する目的で収集されたものであるから、少なくとも、これらの情報収集は、違法な目的で行われたことが明らかである。よって、その収集手段が不明であったとしても、違法な目的で行われた当該情報収集は違法というほかない。

その他のシーテック社に提供された情報は、確かに原判決が言うように、いつ、どのような手段で収集されたのか不明である。もっとも、警察庁警備局長は、シーテック社との情報交換のような手法は警察の通常業務であると国会で答弁していた（甲10）。したがって、シーテック社に提供した情報も、過去に同じように違法な手段（違法な情報提供行為）によって仕立て上げた協力者から収集したものであることは明らかである。また、先に述べたように、そもそもことさら原告らに着目して情報を収集する必要性もなく、ことさら原告らに着目した目的も違法なものである。よって、大垣警察がシーテック社に提供した情報の収集行為も違法というほかない。

ウ 本件情報交換による情報収集の違法性

本件情報交換の実態は、原審で主張したように、原告らの個人情報収集のために、原告らの個人情報を違法に提供してシーテック社の危機感を煽り、シーテック社に情報収集をさせようとしたものであり、公安警察による協力者作りであった。このように、本件情報交換の目的は、シーテック社を協力者とすることによって、シーテック社に原告らの個人情報を収集させようとするものであった。この点、風力発電事業との関係で、そもそも原告らの個人情報を収集する必要性は全くない。原判決は、あたかも市民運動が暴徒化する可能性に言及するが、近年、市民運動が暴徒化したような事例はない。百歩譲って、極めて低いとその可能性自体は否定できないとしても、本件のような勉強会を開催したり、市長や知事に嘆願したりしているような段階ではおよそ暴徒化することはあり得ないのであるから、この時点で

原告らの個人情報を収集する必要性は全くない。もとより、個人情報を収集することが暴徒化の予防になるわけでもない。よって、原告らの個人情報を収集する必要性は皆無であった。また、大垣警察が原告らに着目した目的は、原告らとその信念に基づいて国策に反対する活動をしていたからに他ならない。しかし、このような目的でことさらに個人に着目して個人情報を収集することが許容されるはずがなく、その目的も違法である。収集の手段も、違法な情報提供をきっかけにしてシーテック社をして原告らの情報を収集させようとしているのであるから、手段が違法であることは明らかである。したがって、本件情報交換による情報収集は違法というほかない。

エ まとめ

よって、原判決の判断枠組みに従ったとしても、原告らの個人情報を収集等することは、その手法が任意の手段であったとしても違法である。

4 情報収集等の必要性を認めた判断の誤り

(1) 公安警察が収集等してきた情報について

ア 目的から対象の情報を説明できない

原判決(36頁以下)は、「大垣警察が収集し、保有していた前記2(3)ア(ア)の情報について」「上記ウで認定したシーテック社からの情報収集等の目的に照らせば、本件情報収集(ママ、「収集」の誤記と思われる。)等の目的は、これに無関係であるとは考え難い」と判示する。「上記ウ」すなわち「原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握することを目的としていた」(36頁)ことと「無関係」ではない目的のもと、警察は情報収集を行ってきたと言うのである。

これら判示を前提とすれば、原告らの情報が収集されたのは、原告松島及び原告三輪による勉強会の開催が新聞報道された日、すなわち2013(平成25)年7月31日以後のことのはずである。それ以前において警察が「本件風力発電事業に

反対する市民運動」に着目するきっかけは見受けられない。そのため原判決（37頁）も、「本件情報交換当時」における「情報収集等の必要性」について述べており、上記勉強会以前の時期において情報収集等が行なわれたことを前提とする検討をしていない。

しかし、上記同日以前から情報収集等を行われていた。この事実は、「信用できる」（原判決25頁）本件議事録（甲1）から明らかに認められる。原告松島及び原告三輪が「自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」、原告近藤が「自然破壊に繋がることは敏感に反対する」人物であること、同人の住所、学歴、頭脳の優秀さ、ないし弁舌の能力などは、つね日頃から原告らを情報収集の対象として調査していて初めて分かることである。少なくとも、原告らは、上記7月31日以前から情報収集がなされていたと主張しているのに対し、被告県からは何らの反論もなされていない。

したがって、原告らに対する情報収集等が上記7月31日以降に行われたと解すべき根拠はないのであるから、その目的が「本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性」に関連したものであると認めるべき根拠もない。上記の「可能性」をもって本件の情報収集等の必要性があると正当化した原判決の判断は誤りである。

イ 原告らの活動歴から必要性を肯定した判断の誤り

原判決（37頁）は、「原告らのこれまでの活動歴をも考慮すれば、前記2（2）で述べた警察の責務に照らし、本件情報収集の必要性がなかったと認めることはできない。」と判示する。「前記2（2）」（25頁以下）に言う「警察の責務」とは、「内乱や暴力的破壊活動等、警備警察の対象となる犯罪や公安を害する事態」に備えて、「その発生を予防する手段を研究し、準備しておく」ことである。そうすると、原告らの「活動歴」から、原告らが「内乱や暴力的破壊活動等」、「犯罪」を引き起こす危険性が認められ、これを「予防する手段」として警察の情報収集活動が必要であった、これが判示の意味するところである。

しかし、原告らが「内乱や暴力的破壊活動等」を引き起こす存在であると評価されるべきいわれはない。原告らは、平和、民主主義、人権尊重といった憲法の諸価値を自らが属する社会において実現せんことを願い、かかる信条に基づいて「活動」をしたことはあるが、それは正当な表現の自由(憲法21条1項)の行使であって、「内乱」等とは隔絶した全く質の異なるものである。しかも原判決は、原告らのどのような「活動歴」をどう評価した結果、「内乱や暴力的破壊活動等」を引き起こしかねない存在であるとの判断に至ったのか根拠を示していない。原告らを社会の危険分子であるかのごとく評価しておきながら、その根拠を説明すらせず決めつけるのは不当である。

しかも、過去に市民運動を行ったことをもって情報収集の必要性が肯定されるというならば、政治的表現の自由(憲法21条1項)を行使した経験のある市民を情報収集の対象とすることが常に許されることになる。憲法上の人権を行使したことをもってプライバシー侵害の甘受が強いられると言うのは、基本的人権の尊重を謳う憲法(11条等)の趣旨に反し、不当というほかない。

ウ 抽象的な必要性で足りるとした判断の誤り

原判決(37頁)は、①「上記勉強会等、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に反対する活動をきっかけとして本件風力発電事業に対し反対する意見が強まる可能性があり、②「さらに原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性が皆無とはいえない」と推論を進めたうえで、さらに推論を重ねて③「仮に、上記のとおり原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」と判示する。③の「事態」とは、判決文(25頁)によれば「公共の安全と秩序に重大な危害を及ぼし、発生後にその鎮圧及び検挙に努めても、秩序の回復が容易ではない」ような事態であり、具体的には「内乱や暴力的破壊活動等」及び「犯罪」とされている(なお、判決文には「公安を害する事態」ともあり、これは上記「内乱」等に比肩すべき重大な事態であると解されるが、抽象的に過ぎて内容が不明であるため検討

の対象とし難い。)

しかし、原判決の趣旨に素直に従うならば、三段階にも渡る遠大な推論（上記①②③）を経て「ないとはいえない」程度の推測ができれば、情報収集の対象とする必要性として足りることになる。およそ政治的表現の自由を行使した以上は、警察による「日頃から」（38頁）のプライバシー侵害を甘受しなければならないと言うに等しい判示である。およそ憲法が謳う人権尊重の趣旨に適った解釈でない。

現に、自衛隊情報保全隊訴訟の控訴審判決（仙台高裁平成28年2月2日判決）は、「「自衛隊に対する外部の働きかけ等から、部隊を保全するために必要な資料の収集および情報の整理収集等」の観点」に照らし、情報収集の必要性を否定すべき情報を認定している。具体的には「国民春闘」、「原水爆禁止の会」、「年金改悪反対」、「消費税増税反対」、「核兵器廃絶を求める署名活動」などの情報は収集の必要性がないと判断された。幾重もの推定と抽象的な可能性を持ち出して広範に必要性を肯定するという本件原判決の判断手法は、上記仙台高裁判決とも相容れないものであって不当である。

また、いわゆる荒川民商事件における最高裁（最3判昭和48年7月10日）は、税務調査に伴う質問検査につき「諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合」であり「かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度」においてこれが許されると判示している。公権力による情報収集であるという本質において、警察による情報収集活動と税務調査は同質である。したがって、前者においても「具体的事情」のもとでの「客観的な必要性」を要するというべきである。推定を重ね、抽象的な可能性で足りるとする原判決は、判例の趣旨に反しており不当である。

エ 原判決の判断の矛盾

原判決は、情報提供の検討では、本件情報交換の時期において「原告らの活動により公共の安全や秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は（中略）、抽象的にも生じていたとはいえない」（31頁）と判示する。これ自体は正しい判断である。と

ころが、他方で情報収集等の検討では「抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」（37頁）と判示している。

つまり、原判決は、一方で抽象的にすら危険性はないと言いながら、他方では抽象的な危険性があるという背反する判断に陥っているのである。そのような矛盾的な判断をした理由について説明もないのであるから、不当という他ない。

（2）本件情報交換における情報収集の違法性

ア 抽象的な必要性で足りるとした判断の誤り

原判決（39頁）において、上記（1）ウの三段階の推論は、本件情報交換による情報収集の必要性を認める根拠としても用いられている。すでに述べたとおり、広範かつ無限定なプライバシー侵害を許す解釈であって憲法の趣旨の反する判示である。また市民運動が危険なものであるとの偏見に基づくものである点でも不当である。

イ 態様の不当性（情報提供の違法性）を判断しなかったことの誤り

原判決（38頁）は、大垣警察がシーテック社から情報を収集、保有した行為について「任意の手段により行われた」と判示するのみである。これが任意手段ではなく強制処分であることは前述したが、この点を措くとしても、情報交換の態様の悪質性を捉えない判断であり、不当である。

この点に関し、警察による自動車検問に関する最高裁判例（最3判昭和55年9月22日）は、かかる検問について「それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである」（注：下線は代理人による。）と判示している。警察による情報収集活動は、それが任意手段によるものであったとしても、その適法性の検討において「方法、態様」が考慮されるべきであることを示した判例である。同判例に照らし、本件情報交換に伴ってなされた情報提供の悪質性及び違法性が考慮されなければならない。

そして原判決が認めるとおり、本件情報交換に伴う大垣警察によるシーテック社に対する情報提供の「具体的態様は悪質」（39頁）であり、「国家賠償法上違法」（34頁）なものであるから、本件情報交換における情報収集等の方法、態様も、やはり悪質と評価されるべきである。したがって、シーテック社からの情報収集は違法というべきである。

（3）まとめ

よって、原判決が、情報収集等の必要性を認めた判断は誤りであり、原告らについて情報収集等の必要性はなく、違法と言うべきである。

5 表現の自由の侵害

（1）原判決

ア 一審原告らは、原審において、本件情報提供及び本件情報収集等により、一審原告らの表現の自由をも侵害された旨主張してきた。

しかしながら、原判決は、「本件情報提供及び本件情報収集等に係る具体的事情に照らしても」、「表現の自由が侵害されたとはいえない」旨判断した（38頁ないし39頁）。

イ かかる原判決の判断は、以下に述べるとおり、表現の自由の保護の必要性や、大垣警察による本件情報提供及び本件情報収集等が惹起させた萎縮効果等に対する考慮が全くなされていないことの結果であり、誤りであることは明白である。以下、論述する。

（2）最高裁が宣言する表現の自由の保護の必要性（甲29参照）

ア 原判決も認めたとおり、その方向性や手段・態様は各人様々であるものの、一審原告らは、いずれも市民運動に誠実に取り組んできた者たちである（18頁ないし20頁）。

一審原告らが取り組んできたこの市民運動は、いずれも表現の自由の中でも特に

保護されるべき政治的活動である。周知のように、表現の自由、特に政治的表現の自由は民主政治をなりたさせるために不可欠のものである。

また、一度失われると民主的な意思形成過程自体が歪んでしまうため、通常 of 政治による救済が非常に困難となる。

したがって、表現の自由に対する制約に対しては、裁判所がその正当性・必要性につき厳格に審査しなければならないのである。

イ 最高裁も、民主政治の過程の維持の観点から表現の自由を手厚く保護することが必要であると繰り返し宣言している。

ウ 猿払事件最高裁判決(最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁)は、「憲法21条の保障する表現の自由は、民主主義国家の基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであ」と述べている。

エ 更に、北方ジャーナル事件最高裁判決(最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁)は、「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもって自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法21条1項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解される」として、表現の自由がまさに民主政治の過程を維持するために必須の権利であるからこそ、裁判所によって尊重されるべきだという趣旨を明言している。

(3) 憲法上の権利に対する「間接的」制約について(甲30参照)

ア 本件情報提供及び本件情報収集等には何らの直接的な法的な効力はない。そのため、法的な効果を与える措置のみを憲法上の自由の制約であると理解するならば、一審原告らの自由に対する侵害は無いとの結論は自明である。

イ(ア) しかしながら、最高裁判例も、自由制約として自由権の行使を法的に制

約する措置のみを考えているわけではない。最高裁がいろいろな場面で「間接的」制約について語っているのは周知のところである。

(イ) 例えば、オウム真理教解散命令事件において、最高裁は、当該解散命令が宗教法人の法人格を剥奪するだけであり、「信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならぬ。」とした(最一決平8年1月30日民集50巻1号199頁)。

同決定は、この支障を「間接的で事実上のものであるにとどまる」としてその自由制約としての重大性は否定し、解散命令の合憲性を認めているものの、むしろ、公権力の行為が憲法上保護される自由の行使に対して「間接的で事実上」の支障を及ぼす場合には、合憲性が問題となる自由制約が生じることを肯定していることに留意すべきである。

(ウ) 更に、君が代起立斉唱訴訟についての一連の最高裁判決が、君が代に対して否定的評価を行う公立学校教諭に対し入学式や卒業式での起立斉唱を求める職務命令について、それが思想・良心の自由を「直ちに制約する」わけではないとしても、「個人の歴史観ないし世界観に由来する行動(敬意の表明の拒否)と異なる外部的行動(敬意の表明の要素を含む行為)を求められること」を上記自由の「間接的な制約」と性格づけたことにも注視すべきである。その内、最三判平成23年6月14日民集65巻4号2148頁は、このような命令が命じられた者に「心理的葛藤を生じさせ、ひいては個人の歴史観に影響を及ぼす」点に、間接的制約性を見て取っている。

(エ) このように、最高裁は、公権力の措置が憲法上の自由を法的効力をもって制約するものではなくとも、それが自由の行使に事実上の影響を与えるときには、場合によってはこの影響を憲法上の権利の制約であると評価し、正当化を求めているのである。

ウ 毛利透も、「憲法上の権利の十分な保障のためには、視野を公権力の行為の法的効果に限定するのでは不十分であり、それが現実には有してしまう効果をも考慮に入れる必要がある」旨説いている(甲30・144頁)。

エ 本件において、一審原告らは、憲法21条1項により保障された一審原告らの市民運動の自由(モノをいう言う自由)が侵害されたことを根拠の一つとして、本訴訟提起に至った。

自己実現、自己統治の価値からして表現の自由の重要性は明らかであり、特に政治的表現については、その萎縮によって活発な討論による民意形成が阻害されるという重大な不利益が発生する可能性が高い。

そのため、本件情報提供及び本件情報収集等による同自由に対する制約は、直接的な法的効力を及ぼすものではなく、間接的であり事実上のものであるとしても、極めて重大な不利益の発生が強く見込まれるものであり、違憲審査の対象とすべきものであることは、最高裁の上記各判決からも明白である。

(4) 大垣警察の行為が惹起した萎縮効果について

ア 表現の自由、特に政治的表現の自由への規制の合憲性を判断する際には、許されているはずの範囲の行動も自主検閲により行われなくなってしまうという萎縮効果に対する配慮が必要であるということは、判例学説ともに認めるところである(例えば、「風俗を害すべき書籍」という規定の不明確性を問題にした札幌税関事件での判示(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁)、事前抑制に「実際上の抑止効果」が大きいことを問題視する上記北方ジャーナル事件最高裁判決等参照。学説については、毛利透『表現の自由』(岩波書店、2008)105頁以下参照)。

イ 本件における大垣警察による情報収集等は、一審原告らに著しい萎縮効果を及ぼしている。例えば、一審原告松島勢至は、「私について情報を収集され監視されるということは、私の生き方を管理され、主体性を奪われるということです。それは自由を奪われる生き方である」と供述しているし(甲12・9頁以下)、一審原

告船田伸子は、「公安警察のしたことは、私の大切にしてきた生き方や人間関係を傷つけ、これからもずっとその不安を持って生活し続けなければならないことを強いています。」と供述しており(甲14・21頁)、本件の大垣警察による情報収集等が一审原告らの表現の自由に強い影響を与えていることは明らかである。

ウ この点につき、本件情報提供の発覚後も、一审原告らが本訴訟を提起し、その経過等を市民に発信し続けていること等から、原判決は、一审原告らは何ら萎縮していないとの判断をしたのかもしれない。

しかし、一审原告らは、大垣警察による自身らに対する情報収集等が先例となつて、現在及び将来の市民に対する萎縮効果となり、ひいては民主主義に対する深刻な侵害となることを恐れて、市民運動を行う者としての自覚と矜持の下で、精一杯の努力をした結果であつて、このような努力をもつて一审原告らの表現活動に何らの支障も生じていないとの評価をするのは本末転倒であるといわざるを得ない。

エ 更に、表現の自由に対する侵害の有無を検討する際に、考慮すべき萎縮効果は、当該事件における特定の個人に対する萎縮効果だけではならず、他の不特定の個人に対する萎縮効果についても、検討すべきである。本件に即して言えば、一审原告ら以外の、特に、市民運動に取り組む現在及び将来の市民に対する萎縮効果に関する検討が不可欠である。

このことは、かつて芦部信喜が「言論に対する制約が当該事件における特定個人のみならず、他の不特定の人をも威嚇する一般的な働きをすること」を考慮して、表現の自由に関する違憲性判定基準としての比較衡量に対し、「言論の利益をより一般化し、規制の利益をより特定化すること」を求めたことや(芦部信喜「現代における言論・出版の自由」同『現代人権論』176頁)、毛利透が「萎縮の結果として不利益を被るのは、国家全体なのであり(毛利透「表現の自由と民主性—萎縮効果論に着目して」同『国家と自由の法理論』325頁)、「個別の事案解決においては、個々の表現活動が民主政治全体への貴重な貢献であること、それを禁止することが萎縮効果を通じて活発で豊かな討論の場の縮小、民主政治の機能低下を生

みだす危険があることを考慮に入れる必要がある」(甲29・6頁)との指摘を行っていることから裏付けられる。

この点につき、一審原告らが自己の信念に基づいて、それぞれの市民運動に取り組んだこと等によって、本件情報提供及び本件情報収集等がなされたのであるから、現在及び将来の市民が、原告らと同様の方法で、市民に対し広く自己の政治的信条を訴えたりすること自体を差し控える恐れがあるというべきである。仮に、市民運動自体を差し控えることはないとしても、その内容については、警察に目をつけられないように、一部の表現を差し控えたり、修正を施したりすることを強えられる恐れがある。

このような本件情報提供及び本件情報収集等による、現在及び将来の市民運動に取り組む市民に対する萎縮効果を全く考慮することなく、本件情報提供及び本件情報収集等の違憲性を判断すべきではない。

(5) 原判決の誤り

ア 上記のとおり、表現の自由の保護の必要性は極めて高い。そして、大垣警察による本件情報提供及び本件情報収集等が惹起した一審原告ら、及び他の不特定の人々への萎縮効果は甚大であり、間接的で事実上のものではあるものの、表現の自由に対する制約は大きい。

したがって、大垣警察による本件情報提供及び本件情報収集等が、一審原告らの表現の自由を侵害しているものと評価すべきである。

イ そうであるのに、原判決が、これらの点について考慮に入れた形跡は全くない。原判決は、本来考慮すべき重要な事柄について、全く考慮することなく、短絡的に一審原告らの表現の自由に対する侵害を否定したものであり、誤りであることは明白である。

6 小括

以上述べたように、原判決が情報収集等の違法性を認めなかったのは憲法、国家

賠償法、警察法等の解釈適用を誤ったことによるものであり、破棄を免れない。

原判決は、情報収集等の違法性を認めなかったため、これに対する慰謝料を認めなかった。したがって、情報提供の違法性に情報収集等の違法性を加え、慰謝料の増額がなされるべきである。

第5 個人情報抹消請求についての判断の誤り

1 はじめに

本件は、岐阜県警等及び警察庁警備局が原告らの個人情報を原告らに無断で収集・保有していたところ、大垣警察が原告らに無断で同情報をシーテック社に対し提供した事案である。特に情報提供については、原判決も、その必要性に関して「原告らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえず「必要性があったとは認めがた」く（31頁）、提供の態様について「大垣警察は、シーテック社に対し、積極的、意図的に、継続的に、原告らの情報を提供して」おり（32頁）、「正当な理由に基づくものであるとはいえず違法であって（33頁）、「かかる情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない」（39頁）とまで述べた。

このように、大垣警察が、原告らについて収集・保有した個人情報を私企業に提供し、法律上明確な根拠のない権限の濫用によって原告らのプライバシー権を侵害したことについては、原判決も認めるところである。かかる濫用は、原告らに関する個人情報の収集・保有がなければなしえなかったことであり、また、岐阜県警等及び警察庁警備局において原告らに関する個人情報の収集・保有が継続する限り、原告らに対するプライバシー侵害の恐れは継続することとなる。すなわち、公安警察に対する個人情報の扱いに関する具体的な規制がない現状においては、公安警察は組織として本件同様の人権侵害を繰り返すことになる。

そうであるならば、行政府の暴走を抑止する役割を担う司法府においては、公安警察組織のこれ以上の人権侵害の恐れを払拭すべく、本件において、本件議事録に

記載した情報は勿論、岐阜県警等及び警察庁警備局が収集保有する原告らの一切の個人情報の抹消を命じるべきであった。しかるに、原判決は、抹消の対象となる個人情報が特定されていないという至極安易かつ形式的な理由で、原告らの抹消請求を「門前払い」した。

以下、この点に関して原判決が破棄されるべき理由を述べる。

2 「作為の対象が一義的に明確に特定される」の規範について

(1) 原判決の判示

原判決は、「個人情報抹消請求は、被告らに対し、情報の抹消という作為を求めるものであるから、作為の対象が一義的に明確に特定される必要がある。」(40頁)とする。

この「作為の対象が一義的に明確に」(以下「一義的明確基準」という)の部分について、判示は下位基準や具体例の挙示をしておらず、作為の対象をどの程度特定する必要があったのか判然としない。そのため、以下、当該判示の部分を属性と内容の2つに分けて解釈し、検討する。

(2) 一義的明確基準を、抹消の対象となる情報に関し、物件の名称や文書の箇所等内容以外の方法での特定まで要求するものと解釈した場合

抹消の対象となる情報については、その内容以外に、具体的な保管場所、文書・データの種類や名称や表題、文書・データをまとめたファイルの種類や名称、文書・データ作成・更新日時、文書・データの表記等の属性による特定が考えられる。

しかし、これら特定にかかる属性については、岐阜県警や警察庁が記録の文書・データの詳細を明らかにする手続が法定されておらず、特に公安警察には個人情報保護に関する法令の網がかかっていない(行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条4号、同条6号。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条5号、同条7号。岐阜県個人情報保護条例12条3項2号)。

また、原告らが知りうる唯一の手段として、岐阜県警及び警察庁(つまりは被告

らの所属する組織)に対する情報開示請求等が考えられるところ、原告らは岐阜県警本部長や警察庁長官に対してすでに開示請求を行い、存否応答拒否の非開示決定通知を受けている(甲9の1ないし9の4、甲27、甲28)。つまり、原告らは、特定にかかる属性を知りうる手段を講じたにもかかわらず、すでに被告らが所属する組織によってその途が閉ざされている。

その上で、原告らは2019年4月1日付け訴状訂正申立書(以下「訴状訂正申立書」という)別紙において、文書内容以外に、「岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保管している」及び「警察庁警備局において保管している」として保管機関を明示し、また、「文書(図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ。)及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ」として文書・データの種別を明示し、できる限りの特定をした。

それにもかかわらず、原判決が、特定にかかる更なる属性の詳細を要求したのだとすれば、それは裁判所が原告らに対して不可能を強いることにより、司法救済を放棄したことに他ならない。したがって、かかる解釈は、抹消対象の情報を特定する基準として誤っており、断じて許容できない。

(3) 一義的明確基準を、抹消の対象となる情報に関し、具体的内容での特定を要求するものと理解した場合

抹消の対象となる情報については、その内容による特定が考えられる。

しかし、原告らは、訴状訂正申立書別紙1及び2において、例えば「原告三輪唯夫の、株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している南伊吹風力発電事業への関与に関する個人情報」といった形で、主体及び対象・場所・事業名等を明示した具体的行為によって内容を特定している。ここまで具体的に明示すれば、他義の容れようはなく、該当する個人情報が複数あるのであればそれらはすべて抹消の対象となる個人情報である。

それにもかかわらず、特定ができていないとするのであれば、それは、具体的な

表記に至るまでの特定を要求するに等しく、(2)と同様に、原判決が原告らに対して不可能を強いることにより、司法救済を放棄したことに他ならない。したがって、かかる解釈は、抹消対象の情報を特定する基準として誤っており、断じて許容できない。

(4) 一義的明確基準をどのように理解すべきか

原判決が一義的明確基準を記載した趣旨は、判示に「情報の抹消という作為を求めるものであるから」とある通り、給付判決を債務名義とした強制執行の実現を想定したものと考えられる。

確かに、給付判決を債務名義とした場合の作為又は不作為義務の内容の特定については、義務の内容の特定が必要であることは、原告らも否定しない。しかし、この特定については、命じられるべき行為とそうではない行為とを明確に区別することができ、義務を負うべき内容が特定されていればそれで足り、過度な具体性までも要求するものであってはならない。これ以上の具体性の要求は、原告らに不要な負担を強いることによる訴訟不経済を招来する無用有害なものだからである。

現に、横田基地訴訟において、上告人が主位的請求に係る訴えの請求の趣旨を「被上告人は、上告人らのためにアメリカ合衆国軍隊をして、毎日午後九時から翌日午前七時までの間、本件飛行場を一切の航空機の離着陸に使用させてはならず、かつ、上告人らの居住地において五五ホン以上の騒音となるエンジンテスト音、航空機誘導音等を発する行為をさせてはならない。」としたところ、最高裁は「右請求の趣旨は、被上告人に対して給付を求めるものであることが明らかであり、また、このような抽象的不作為命令を求める訴えも、請求の特定に欠けるものということではできない。したがって、…被上告人に対して給付を求める趣旨であるとすればどのような具体的行為を求めるのか明確でないから不適法であるとした原審の判断は正当でな」として、請求の特定に過度な具体性を求めて請求を却下した原判決に歯止めをかけた（最高裁昭和63年（オ）第611号同平成5年2月25日第1小法廷判決・最高裁判所裁判集民事167号下359頁）。

法令においても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律28条1項2号は、個人情報の訂正請求手続における情報の特定について「当該保有個人情報を特定するに足りる事項」と求めるのみであり、岐阜県個人情報保護条例第21条1項3号も、「訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」と定めるにとどまっており、いずれも、実施機関において訂正する箇所を判別できればそれで足りるといった書きぶりである。また、情報公開請求の制度下でも、行政機関側において開示すべき情報が把握できれば当該情報が開示される運用となっており、例えば、原告らが被告らに対してした情報公開請求においては、「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテック社が風力発電施設建設をめぐって情報交換していたことにつき、岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書」といった概括的な書きぶりで足りるのが実情である（甲9の1ないし9の4、甲27、甲28）

したがって、原判決の出した一義的明確基準についても、本件で抹消義務を負うべき内容が特定できている、すなわち、抹消すべき情報とそうではない情報とを明確に区別することができていればそれで足り、過度な具体性までをも要求するものではないと解すべきである。

よって、本件について原判決が上述のような過度な具体性を要求するものであるならば、民事訴訟法の解釈適用を誤った違法がある。

3 「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報」の特定はできている

(1) 原判決の判示

原判決は、「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上」、「被告らに対し求める作為の内容が特定されていない」とする。

しかし、個人情報の特定の程度について、上記1(4)のような解釈を前提とすれば、原告らの訴状訂正申立書別紙によって、抹消の対象となる個人情報は十分に特定できている。以下、詳述する。

(2) 本件の訴状訂正申立書別紙の検討

原告らは、訴状訂正申立書において、被告ごとに物件目録を分けた上、原告ごとに項目を分け、さらに、個人情報の特徴を3分類した。その分類は、(1) 株式会社シーテック作成の議事録(以下、議事録という)に現われている個人情報、(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報、(3) 上記以外の個人情報であり、さらに、上記(1)(2)において個人情報の内容の分類をし(ア以下)、上記(1)乃至(3)において記載・記録媒体の分類もした。かかる内容は、原判決別紙1及び2に記載されているので、以下、その分類及び内容の引用については原判決を引用する。

まず、原告三輪唯夫については、原判決別紙1の「岐阜県警察本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保管している下記物件」の1(1)において、その内容を同人に関する「株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している南伊吹風力発電事業への関与に関する個人情報」、「ゴルフ場開発反対運動に関する個人情報」、「弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報」、「船田伸子との交友関係に関する個人情報」、「特定政党への関与に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。また、原判決別紙1(2)では、その内容を、原告三輪唯夫に関する(原判決別紙1の1(1)を除いた)「生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。さらに、原判決別紙2の「警察庁警備局が保管している下記物件」1(1)(2)においても、同様の分類をしており、同様の程度に具体的である。

次に、原告松島勢至については、原判決別紙1の「岐阜県警察本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保管している下記物件」の2(1)において、その内容を同人に関する「株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している南伊吹風力発電事業への関与に関する個人情報」、「ゴルフ場開発反対運動に関する個人情

報」、「弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報」、「特定政党への関与に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。また、原判決別紙2(2)では、その内容を、原告松島勢至に関する(原判決別紙2(1)を除いた)「生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。さらに、原判決別紙2の「警察庁警備局が保管している下記物件」2(1)(2)においても、同様の分類をしており、同様の程度に具体的である。

さらに、原告近藤ゆり子については、原判決別紙1の「岐阜県警察本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保管している下記物件」の3(1)において、その内容を同人に関する「弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する個人情報」、「2014年6月26日に行われた中部電力株式会社の株主総会における発言内容などの個人情報」、「弁護士法人ぎふコラボが主催する西濃憲法集会への関与に関する個人情報」、「武田恵世との関係に関する個人情報」、「徳山ダム建設中止運動及び同訴訟への関与に関する個人情報」、「反原発・自然破壊禁止活動への関与、及び同活動によって近藤ゆり子と関係があるとされる人物に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。また、原判決別紙3(2)では、その内容を、原告近藤ゆり子に関する(原判決別紙1の3(1)を除いた)「生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。さらに、原判決別紙2の「警察庁警備局が保管している下記物件」3(1)(2)においても、同様の分類をしており、同様の程度に具体的である。

最後に、原告船田伸子については、原判決別紙4(1)において、その内容を同人に関する「職歴に関する個人情報」、「病歴に関する個人情報」、「原告三輪唯夫と

の交友関係に関する個人情報」、「弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。また、原判決別紙4（2）では、その内容を、原告船田伸子に関する（原判決別紙4（1）を除いた）「生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条、健康状態に関する個人情報」としており、抹消すべき情報かそうでない情報かを被告らにおいて明確に区別することができる程度に具体的である。さらに、原判決別紙2の「警察庁警備局が保管している下記物件」4（1）（2）においても、同様の分類をしており、同様の程度に具体的である。

（3）小括

以上の検討から明らかとなり、原告いずれについても、訴状訂正申立書別紙1及び2（原判決別紙1及び2も同様）によって被告らがそれぞれ抹消義務を負うべき内容が特定できている。したがって、「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない」とした原判決には、民事訴訟法の解釈適用を誤った違法がある。

4 「原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めている」との事実整理は誤りである

原判決は、「原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めている」（40頁）とする。

しかし、上述した通り、原告らは単に「一切の情報」の抹消を求めているわけではなく、訴状訂正申立書別紙において、原告ごと被告ごとに主体客体を分けたうえ、情報内容の程度に応じて3分類にし、個人情報の内容を特定している。そのため、少なくとも訴状訂正申立書別紙においては、「収集し保有した一切の情報」だけの抹消を求めているわけではない。

それにもかかわらず、原判決は、このような項目分けに一切触れることなく、個

別の個人情報の検討はおろか項目ごとの検討すらせず、十把一絡げに原告らが「一切の情報の抹消を求めている」とした。

かかる原判決の判示部分を、訴状訂正申立書別紙を見落としたものだとするならば、重大な事実誤認がある。また、訴状訂正申立書別紙を見た上で上述のとおり判示したものとするとすれば、事実整理としてあまりにも不適切である。したがって、原判決には、事実誤認又は民事訴訟法の解釈適用を誤った違法がある。

5 まとめ

以上述べた通り、原判決は、抹消請求にかかる個人情報の特定に関する規範定立を誤り却下した、または、原告らが抹消請求を求める個人情報が十分特定できているのに却下した。さらに、その判断の前提となるはずの、抹消請求にかかる個人情報に関し重大な事実誤認をした、または、事実整理があまりにも不適切である。したがって、原判決は破棄をまぬかれない。

裁判所としては、大垣警察による情報提供という原告らに対するプライバシー侵害が現に生じており、今後も公安警察の原告らに対する人権侵害が生じる可能性が十分にあるという現状、及び、原告らには公安警察が収集保有する情報について把握する手段が存在しないがゆえに請求の対象を「その他一切の情報」とせざるを得ないという実情に鑑みて、原告らに関する一切の個人情報についての抹消を命ずる判決を出すべきである。

第6 終わりに

原告らが原審において主張しているように、公安警察による個人情報の収集・保有・利用・第三者提供には明確な法的ルールが存在しない。また、警察の管理機関と位置付けられている公安委員会も適切な役割を果たしていないのが現状である。これに対し、原判決は、本件情報交換の違法性こそ認めたものの、情報収集等については違法性を認めず、むしろお墨付きを与えるかのような判断をしている。原判

決が認めているように、本件情報交換は悪質であり、重大な人権侵害を惹き起こしている。公安警察による情報収集・保有が是正されないときには、原告らの個人情報再び悪用され、第三者に不当に提供されかねない。このような状態は、人権侵害以外の何物でもない。そのような状況で、公安警察の情報収集等を規制することができるのは裁判所しか存在しない。従って、人権保障機関である裁判所が適切な役割を果たすことが期待されているのである。

公安警察の情報収集等に明確な法的規制がなされないときは、それは国民監視が行われているに等しい。この間、マイナンバー法、特定秘密保護法、共謀罪法、デジタル監視法、重要土地調査規制法が次々と制定され、国民監視が一層進んでいるといっても過言ではない。本件が、国民監視の歯止めとなるように、審理・判断を望むものである。

以上